

令和元年度高齢者虐待の状況について

令和2年9月17日
地域福祉課

1 趣 旨

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)第25条の規定に基づき、市町からの報告を受け、県内の令和元年度の状況の取りまとめを行った。

2 集計結果の概要

(1) 対象者等

対象	県内在住の65歳以上の高齢者	対象期間	平成31年4月～令和2年3月
内容	・施設内虐待(養介護施設従事者等による高齢者虐待) ・家庭内虐待(養護者による高齢者虐待)の区分ごとの件数及びその内容等		

(2) 施設内虐待

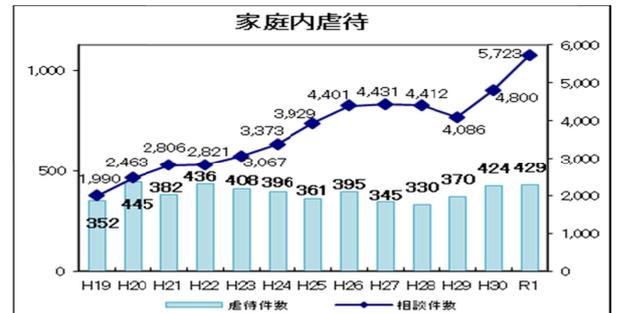
概要	・虐待のあった施設：認知症対応型共同生活介護、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム等 ・虐待の内容：身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待の順が多い。
対応	・市町が事実確認や施設に対する指導を行い、施設から改善計画が提出されるなど、状況は改善されている。



※虐待件数及び相談件数ともに増加し、調査開始(平成18年度)以来最多となった。

(3) 家庭内虐待

概要	・虐待を受けた人：女性75%、75歳以上80%、要介護・要支援認定を受けている人79% ・虐待の内容：身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、介護等放棄の順が多い。
対応	・虐待者からの分離による対応 契約による介護保険サービスの利用、医療機関への一時入院等 ・虐待者を分離していない対応 養護者への支援、ケアプランの見直し等



※虐待件数及び相談件数ともに増加した。虐待内容は、経済的虐待が80件から97件に増加したが、身体的虐待、心理的虐待及び介護等放棄は減少し、性的虐待は横ばいだった。

3 県の取組

高齢者虐待事案は、すべての市町で発生する可能性があるため、市町及び関係機関と連携して、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で、次の取組を引き続き推進していく。

(1) 介護サービス事業者や介護スタッフへの対応

- ・県介護福祉士会に依頼して、事業所に近い市町において介護スタッフを対象とした研修の実施
- ・介護サービス事業者への集団指導や指導監査・立入検査等における虐待防止に係る指導・助言
- ・県介護支援専門員協会及び県介護福祉士会の協力を得て、同会が実施する研修・会議等で、介護スタッフに対し、法の趣旨や通報義務を周知

(2) 高齢者虐待に関する市町等の体制整備

- ・市町や地域包括支援センターを対象に、対応力の向上や体制整備の充実を促す研修の実施
- ・県市町意見交換会による、県と市町、市町相互の連携の強化や対応力の向上
- ・複雑困難な事例については、広島県地域包括ケア推進センターによる助言・支援

(3) 高齢者の権利擁護等

- ・成年後見制度等の活用も視野に入れた高齢者の権利擁護の確保
- ・住民等による見守りの推進など自主的な活動を含めた地域包括ケアシステムの強化

● 施設内虐待の状況：虐待と確認できた件数25件，虐待を受けた人の数32人

＜虐待を受けた人の状況＞

性別	男性	7人	合計 32人
	女性	25人	
年齢階層	65歳未満	0人	
	65～69歳	3人	
	70～74歳	1人	
	75～79歳	0人	
	80～84歳	3人	
	85～89歳	13人	
	90～94歳	8人	
	95～99歳	4人	
要介護度	100歳～	0人	
	不明	0人	
	要支援2	1人	
	要介護1	1人	
	要介護2	6人	
	要介護3	11人	
	要介護4	10人	
	要介護5	3人	
認知症の有無	なし	2人	
	あり	30人	

＜虐待の内容＞（重複あり）

身体的虐待	15件
心理的虐待	15件
経済的虐待	5件
性的虐待	2件
介護等放棄	0件

＜市町がとった措置＞（重複あり）

事実確認	55件
施設等に対する指導	19件
施設等への改善計画の提出	17件
従事者等への注意・指導	10件
介護保険法の規定による改善勧告	7件
介護保険法の規定による改善命令	0件

＜虐待をした人の状況＞

虐待があつた施設等	認知症対応型共同生活介護	9件
	特別養護老人ホーム	5件
	(介護付き)有料老人ホーム	4件
	介護老人保健施設	2件
	訪問介護	2件
	居宅介護支援事業所	2件
	小規模多機能型居宅介護	1件
合計	25件	
虐待をした人	介護職員	23人
	看護職	3人
	管理職	2人

● 家庭内虐待の状況：虐待と確認できた件数429件，虐待を受けた人の数437人

＜虐待を受けた人の状況＞

○性別 女性が75%

男性	109人	25%
女性	328人	75%
計	437人	

○年齢階層 75歳以上が全体の80%

65～69歳	31人	7%
70～74歳	58人	13%
75～79歳	90人	21%
80～84歳	95人	22%
85～89歳	100人	23%
90歳以上	62人	14%
不明	1人	0%
計	437人	

○要介護度 被虐待者のうち、79%が要介護等認定者

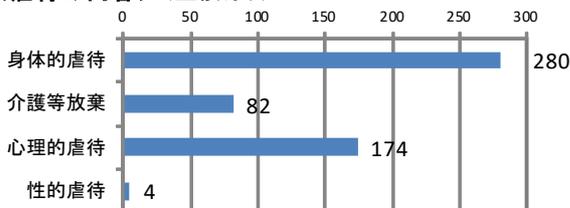
未申請	84人	19%
申請中	7人	2%
要支援1	26人	6%
要支援2	35人	8%
要介護1	97人	22%
要介護2	74人	17%
要介護3	47人	11%
要介護4	38人	9%
要介護5	26人	6%
非該当(自立)	3人	1%
計	437人	

○認知症の有無 要介護認定者343人のうち、93%が認知症あり

認知症なし	21人	6%
認知症あり	319人	93%
不明	3人	1%
計	343人	

※認知症あり
認知症日常生活自立度区分で「自立度1」以上の方を集計

＜虐待の内容＞（重複あり）



＜虐待をした人の状況＞

○続柄 「息子」が38%と最も多く、次いで「夫」が21%、「娘」が19%

夫	92人	21%
妻	36人	8%
息子	171人	38%
娘	85人	19%
息子の配偶者	10人	2%
娘の配偶者	9人	2%
兄弟姉妹	10人	2%
孫	16人	4%
その他	19人	4%
不明	0人	0%
計	448人	

＜虐待への対応策＞

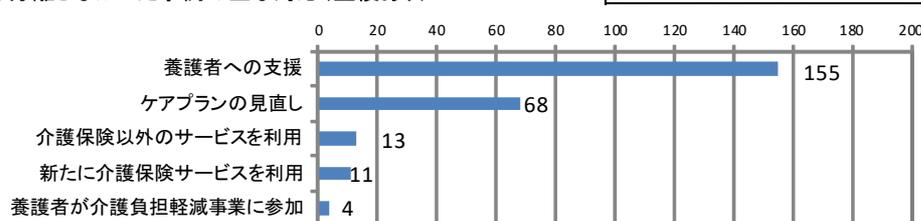
○虐待者との分離の有無

分離した事例	129人	30%
分離しなかった事例	219人	50%
検討・調整中	25人	6%
虐待判断時点で既に分離状態	64人	15%
計	437人	

○分離した事例の主な対応

契約による介護保険サービスの利用	51人	40%
医療機関への一時入院(虐待者を含む)	41人	32%
やむを得ない事由等による措置	14人	11%
虐待者を高齢者から分離(転居等)	6人	5%
緊急一時保護	2人	2%
その他(上記以外の住まい・施設等の利用等)	15人	12%
計	129人	

○分離しなかった事例の主な対応(重複あり)



※構成割合は、小数点以下を四捨五入したため、合計が100%にならない場合がある。

※「経過観察(見守り)」のみの対応は43件。上記対応は「経過観察(見守り)」に加えて行った対応を記載。